

あわら市移住・定住特設サイト制作等業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、あわら市移住・定住特設サイト制作等業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル（企画提案）方式（以下「プロポーザル」という。）により最適な受託者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 あわら市移住・定住特設サイト制作等業務
- (2) 業務内容 あわら市移住・定住特設サイト制作等業務仕様書による。
- (3) 委託期間 ① 本業務
契約締結日から令和7年3月31日までとする。
ただし、ウェブサイト構築に関しては令和7年2月28日までとし、令和7年3月31日までは広報周知活動等の期間とする。
② 運用・保守業務（別途契約）
令和7年4月1日から令和12年3月31日までの運用を想定している。
- (4) サイト公開時期 令和7年4月1日
- (5) 提案上限額 3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、本業務に必要な能力を有し、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) あわら市入札参加資格に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、同法に基づく更生計画認可の決定を受けているものであること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、同法に基づく再生計画認可の決定を受けているものであること。

- (6) 参加表明書類の提出日において、あわら市契約に係る指名停止措置要綱（平成16年あわら市訓令第30号）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。
- (10) 福井県内に本店又は支店等の拠点を有する者であること。
- (11) プライバシーマーク（JIS Q 15001:2017個人情報保護マネジメントシステム—要求要項）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）ISO/IEC27001を取得している者であること。
- (12) 自治体を契約相手とし、過去5年間（令和元年4月1日から令和6年3月31日まで）に1件以上同種業務の実績を有する者であること。

4 選定方式

本業務に対する適切な事業者の選定は、プロポーザルにより行うものとする。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類及び応募者のプレゼンテーション等により、当該応募者の適正及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定する。

5 選定スケジュール

	項目	日程
1	公募開始日	令和6年8月1日（木）
2	参加申込受付期限日	令和6年8月13日（火）
3	質問受付期間	令和6年8月14日（水）～令和6年8月19日（月）
4	質問回答日	令和6年8月21日（水）
5	企画提案書等提出期限日	令和6年8月28日（水）
6	審査日	令和6年9月4日（水）
7	審査結果発送日	令和6年9月6日（金）
8	契約締結日	令和6年9月中旬予定

6 参加表明に関する書類の提出

(1) 参加表明に関する提出書類

参加表明に関する提出書類は、以下のとおりとする。

次のア～カの順に並べ、左上隅をホチキス留めし、1綴りに作成すること。

- ア プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）
- イ 会社概要説明書（様式第2号）
- ウ 履行実績確認書（様式第3号）及び契約書等の写し
- エ プライバシーマーク（JIS Q 15001:2017個人情報保護マネジメントシステム－要求事項）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）ISO/IEC27001取得証明書（認証機関発行の写し）
- オ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式第4号）
- カ 財務諸表（直近事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）ウェブサイト等で閲覧可能な場合、公開URLを記載すること。

(2) 留意点

イ 会社概要説明書について

- ① 共同事業者がある場合は事業者ごとに提出すること

ウ 履行実績確認書（様式第3号）及び契約書等の写しについて

- ① 令和元年4月1日から令和6年3月31日までに、自治体を契約相手とし、CMSの導入を前提とするウェブサイトの構築業務を1件以上履行した実績があること。
- ② 記載した業務について契約書の写し及び仕様書等の写しを添付すること。

(3) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする。

イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等 在中」と朱書し、令和6年8月13日（火）までに必着となる方法で送付すること。なお、本市は郵送事故等の責任は一切負わないものとする。

(4) その他

ア 受付期間内に参加表明書類等を提出できない場合は、本プロポーザルへの参加は認められない。

イ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

ウ 参加表明後に辞退する場合は、令和6年8月22日（木）午後3時までに、書面による辞退届（任意様式／押印有り）を担当課まで提出すること。

7 質問書の提出

- (1) 要項等の内容について疑義のある場合は、令和6年8月14日（水）午前9時から令和6年8月19日（月）午後5時までに質問書（様式第5号）を担当課宛て、電子メールで送付すること。
- (2) 電話、来庁、FAXにおける口頭等での質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答については、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、本市のウェブサイト上にて、令和6年8月21日（水）に公表する。

8 企画提案に関する書類の提出

(1) 企画提案に関する提出書類

企画提案に関する提出書類は、以下のとおりとする。

提案内容は、本プロポーザルの仕様書に沿うものであること。

ア 企画提案書提出届（様式第6号）	1部
イ 企画提案書（任意様式）	正本1部、副本14部
ウ 実施スケジュール（任意様式）	正本1部、副本14部
エ 実施体制調書（様式第7号）	正本1部、副本14部
オ 費用見積書（構築費用）（様式第8-1号）	正本1部、副本14部
カ 費用見積明細書（構築費用）（様式第8-2号）	正本1部、副本14部
キ 費用見積書（保守費用）（様式第9-1号）	正本1部、副本14部
ク 費用見積明細書（保守費用）（様式第9-2号）	正本1部、副本14部

(2) 留意点

イ 企画提案書（任意様式）について

- ① A4判 横書 左綴じ（様式自由）
- ② 表紙を付け「あわら市移住・定住特設サイト制作等業務」と記載すること。
- ③ 提出期限後の企画提案書等の差し替えは認めない（本市が補正等を求める場合を除く。）。
- ④ 本プロポーザルにおいて、企画提案をすることができるのは1案に限る。

キ 費用見積書（保守費用）（様式第9-1号）について

- ① 業務実施から5カ年度内に要する経費見積額（消費税及び地方消費税を含む。）

ク 費用見積明細書（保守費用）（様式第9-2号）について

- ① サイト公開後の翌年度以降の運用・保守業務に要する年度別経費見積額及び見積内訳を記載すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする。

イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書し、令和6年8月28日（水）までに必着となる方法で送付すること。なお、本市は郵送事故等の責任は一切負わないものとする。

9 プレゼンテーション等の実施

(1) 企画提案書等を提出した者は、プレゼンテーションを行わなければならない。

(2) 実施日は、令和6年9月4日（水）とし、詳細は企画提案書等を提出した者に対して連絡する。

(3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 説明時間は、企画提案内容説明を20分程度、その後の10分程度を質疑応答とする。

(5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。なお、特段の理由なく追加の資料の配付は認めない。

(6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

(7) 出席者の人数については4名以内とする。

(8) 電子黒板等は本市で用意するが、パソコンその他の機器は、持ち込み可能な範囲のものとし、提案者が用意すること。また、機器調整は事前に行うこと。

10 提案内容の審査及び結果通知

(1) 審査は、別に定める「事業者選定基準（プロポーザル評価基準）」による。

(2) 審査結果は、令和6年9月6日（金）までに全ての提案者に発送する。

(3) 審査結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、当該提出者の得点及び順位のみ応じる。

(4) 審査内容、結果についての異議は認められない。

11 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。この場合、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

(1) 参加資格要件に該当しない場合又は該当しなくなった場合

- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 提案者又はその協力会社が社会的不祥事に関与し、公共事業の受託者としてふさわしくないと認められる場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (11) その他本要項に違反すると認められる場合

12 契約の締結

- (1) 提案された業務内容は、契約前の段階において本市と優先交渉権者、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が整ったときは、当該事業者を受託者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。
- (3) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者を優先交渉権者とし、協議が整ったときは、当該事業者を受託者として決定し、契約を締結するものとする。
- (4) その他契約に関して、あわら市契約事務規則（平成16年あわら市規則第46号）を遵守すること。

13 その他

- (1) 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用及び業務実施に係る準備行為については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 提出書類は、あわら市情報公開条例（平成16年あわら市条例第11号）に基づき、公開することがある。
- (5) 本実施要項に定めるもののほか、必要事項については本市が別に定める。
- (6) 応募者が1者だけであっても、3章に掲げる参加資格の要件を満たす者であ

れば本プロポーザルを実施する。

14 実施者及び担当課

実施者：あわら市

担当課：あわら市創造戦略部市民協働課 移住空き家対策グループ

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8003（直通）

FAX 0776-73-1350

E-mail ijyu@city.awara.lg.jp